

第 59 号 議 案

敦賀市営住宅管理条例の一部改正の件

敦賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例

敦賀市営住宅管理条例（平成 9 年敦賀市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章～第 3 章 （略） 第 4 章 雑則（第 6 5 条～<u>第 7 3 条</u>） 附則 （入居者の公募の方法） 第 3 条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち 2 以上の方法によって行うものとする。 (1) 市の広報紙 (2) テレビジョン <u>(3) インターネット</u> <u>(4)</u> 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示 2 （略） （入居者の資格） 第 5 条 市営住宅に入居することができる者は、法第 2 3 条及び第 2 4 条第 2 項に規定する条件のほか、次の	目次 第 1 章～第 3 章 （略） 第 4 章 雑則（第 6 5 条・<u>第 6 6 条</u>） 附則 （入居者の公募の方法） 第 3 条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち 2 以上の方法によって行うものとする。 (1) 市の広報紙 (2) テレビジョン <u>(3)</u> 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示 2 （略） （入居者の資格） 第 5 条 市営住宅に入居することができる者は、法第 2 3 条及び第 2 4 条第 2 項に規定する条件のほか、次の

各号の条件を具備する者でなければならない。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

(準用)

第64条 (略)

2 第9条(改良法第18条の規定により市営改良住宅に入居させるべき場合にあつては、第3項を除く。)、第10条、第13条から第25条まで、第26条第1項及び第3項、第34条から第36条まで、第49条、第50条、第58条、第59条並びに第65条から第71条までの規定は、市営改良住宅及び地区施設の管理について準用する。これらの規定中「市営住宅」とあるのは「市営改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条第1項	入居決定者	第64条第1項において準用する第6条第2項の規定による決定を受けた者又
--------	-------	-------------------------------------

各号(老人、身体障害者その他の特
に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第1号を除く。)の条件を具備する者でなければならない。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

(準用)

第64条 (略)

2 第9条(改良法第18条の規定により市営改良住宅に入居させるべき場合にあつては、第3項を除く。)、第10条、第13条から第25条まで、第26条第1項及び第3項、第34条から第36条まで、第49条、第50条、第58条並びに第59条の規定は、市営改良住宅及び地区施設の管理について準用する。これらの規定中「市営住宅」とあるのは「市営改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条第1項	入居決定者	第64条第1項において準用する第6条第2項の規定による決定を受けた者又
--------	-------	-------------------------------------

		は第 6 1 条の規定による入居の決定を受けた者			は第 6 1 条の規定による入居の決定を受けた者
	決定のあった日	第 6 4 条第 1 項において準用する第 6 条第 2 項の規定による決定があった日又は第 6 1 条の規定による入居の決定を受けた日		決定のあった日	第 6 4 条第 1 項において準用する第 6 条第 2 項の規定による決定があった日又は第 6 1 条の規定による入居の決定を受けた日
第 1 3 条第 1 項	入居者	市営改良住宅の入居者（以下「入居者」という。）	第 1 3 条第 1 項	入居者	市営改良住宅の入居者（以下「入居者」という。）
第 2 6 条第 1 項	第 5 条第 3 項の金額	1 1 万 4 千円（法第 2 3 条第 1 号イに該当する場合にあっては、1 3 万 9 千円）	第 2 6 条第 1 項	第 5 条第 3 項の金額	1 1 万 4 千円（法第 2 3 条第 1 号イに該当する場合にあっては、1 3 万 9 千円）
第 2 6 条第 3 項	前 2 項	第 1 項	第 2 6 条第 3 項	前 2 項	第 1 項
第 3 5 条	市営住宅監理員	改良住宅監理員（改良法第 2 9 条第 1 項において準用する法第 3 3 条第 2 項の規定により市長が任命する職員をいう。以下同じ。）	第 3 5 条	市営住宅監理員	改良住宅監理員（改良法第 2 9 条第 1 項において準用する法第 3 3 条第 2 項の規定により市長が任命する職員をいう。以下同じ。）

第 5 8 条（ 見出しを含む。）及び 第 5 9 条第 1 項	市営 住宅 監理 員	改良住宅監理員
第 5 8 条の 見出し及び 第 3 項から 第 5 項まで	市営 住宅 管理 人	改良住宅管理人
<u>第 6 8 条第 1 号</u>	<u>入居 者の 公募</u>	<u>第 6 4 条第 1 項 において準用す る第 3 条の規定 による入居者の 公募</u>
<u>第 6 8 条第 3 号</u>	<u>家賃 及び 敷金</u>	<u>家賃、割増賃料 及び敷金</u>

（指定管理者による管理）

第 6 5 条 地方自治法第 2 4 4 条の 2
第 3 項の規定により、市営住宅及び
共同施設の管理を法人その他の団体
であつて市長が指定するもの（以下
「指定管理者」という。）に行わせる
ものとする。

2 前項の指定を受けようとするもの
は、規則で定めるところにより、市
長に申請しなければならない。

3 市長は、市営住宅及び共同施設の
管理上特別の事由がある場合として
規則で定める場合にあつては、前項
の規定により申請することができる
ものを指名することができる。

第 5 8 条（ 見出しを含む。）及び 第 5 9 条第 1 項	市営 住宅 監理 員	改良住宅監理員
第 5 8 条の 見出し及び 第 3 項から 第 5 項まで	市営 住宅 管理 人	改良住宅管理人

(指定管理者の指定の基準)

第66条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち、設置目的を最も効果的に達成することができると認めるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 市営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- (3) 市営住宅及び共同施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市営住宅及び共同施設の管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして規則で定める基準

(指定の公示等)

第67条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け

出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第68条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入居者の公募並びに入居及び退去の手續に関する業務
- (2) 収入の申告その他市営住宅及び共同施設に係る申請等の受付及び確認に関する業務
- (3) 市営住宅の家賃及び敷金並びに駐車場の使用料の徴収に関する業務
- (4) 市営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市営住宅及び共同施設の管理に関し市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第69条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、市営住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の原状回復義務)

第70条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは

<u>一部の停止を命ぜられたときは、速やかに市長が指定する施設、設備等を原状に回復しなければならない。</u> <u>ただし、市長の承諾を得たときは、この限りでない。</u> <u>(秘密保持義務)</u> <u>第 7 1 条 指定管理者の役員若しくは構成員若しくは市営住宅及び共同施設の業務に従事している者又はこれらのものであった者は、市営住宅及び共同施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</u> (罰則) <u>第 7 2 条 (略)</u> (規則への委任) <u>第 7 3 条 (略)</u>	(罰則) <u>第 6 5 条 (略)</u> (規則への委任) <u>第 6 6 条 (略)</u>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 6 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の敦賀市営住宅管理条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他改正後の条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても改正後の条例の規定の例により行うことができる。

提案理由

市営住宅の効率的、安定的な管理運営を図るため、指定管理者による管理を行いたいので、この案を提出する。